

# 「井戸」設置整備補助について

町水道から給水されていない地域にお住まいの方が、住宅用の井戸（飲用水施設）を設置又は改修する場合に、工事費用の一部を補助しています。

井戸の設置・改修を予定し、補助金の利用を希望される方は、担当係にご相談ください。

## ◆ 補助の要件

- 補助対象者
  - ・ 自己の居住用に飲用水施設を設置又は改修する個人
  - ・ 共同で居住用の飲用水施設を設置又は改修する非営利の団体
- 補助対象外
  - ・ 町の給水区域内に住んでいる場合
  - ・ 別荘など一時的な居住施設に設置する場合
  - ・ 税や使用料など町へ納めるものに滞納がある場合

## ◆ 補助の内容

- 補助対象経費 : 井戸の新設、水質悪化等による井戸の改修費用又は既存の井戸を活用して、ポンプ、浄水施設を設置するための費用（井戸ボーリング、取水管、ポンプ設置、浄水装置設置等）
- 補助金の額 : 対象経費の70%で、100万円を限度

〈例〉：対象経費160万円の工事の場合

160万円の70% = 112万円

⇒ 100万円の補助（千円未満切り捨て）

ご不明な点、お問い合わせは・・・役場住民福祉課環境衛生係まで  
55-6438（直通）